

岐阜市中小企業融資要領【令和 2年 2月20日改正】

(経営環境変動対策資金)

第12条 要綱第3条第3号アに規定する経営環境変動対策資金の融資対象者は、最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じているが、中長期的にはその業況が回復又は発展することが見込まれる中小企業者等で、別表第4及び別表第5に定める者とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、融資を行う。

(1) 経営支援枠

ア 他地域において災害が発生し、市長が特に必要と認める場合においては、その災害により売上の減少等業況悪化を来している中小企業者等について、その都度市長が定める要件により融資対象者とすることができる。

イ 資金の融資を受けようとする者は、経営環境変動対策資金に係る改善計画書（様式第12号の1）または経営環境変動対策資金に係る資格要件報告書（様式第12号の2）を取扱金融機関に提出するものとする。

(2) セーフティネット支援枠

ア 信用保証料率は、保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号に規定する特定中小企業者については0.9パーセントとし、同項第5号、第7号及び第8号に規定する特定中小企業者については0.68パーセントとする。また、保険法第3条に規定する普通保険又は保険法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する者については0.8パーセントとし、保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する者については0.65パーセントとする。

イ 資金の融資を受けようとする者は、経営環境変動対策資金に係る改善計画書（様式第12号の1）を取扱金融機関に提出するものとする。

別表第4（第12条関係）

1 経営支援枠

次のいずれかに該当する者

- (1) 最近3か月の売上が前年同期の売上に比して5%以上減少していること。
- (2) 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること。
- (3) 感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月の売上が前年同月比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比で3%以上減少することが見込まれること。

2 セーフティネット支援枠

次のいずれかに該当する者

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること。
- (2) 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する者
- (3) 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する者